

介護支援専門員研修の受講地及び受講地変更の手続きについて

1 介護支援専門員研修の受講地について

介護支援専門員研修（※1）は、原則として介護支援専門員登録のある都道府県で受講することとされています。（実務研修については、試験を受けた都道府県）

ただし、登録都道府県で研修を受講できない理由があり、その理由について登録地の都道府県がやむを得ないと認めた場合（※2）については、他の都道府県で受講することができます。

※1 介護支援専門員研修とは、①実務研修、②専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、③再研修、④更新研修（実務経験者・実務未経験者）、⑤主任介護支援専門員研修、⑥主任介護支援専門員更新研修が該当します。

※2 愛知県では、他都道府県で受講するやむを得ない理由として、以下の事項について認めています。（それ以外の理由の場合、個別に確認を行い判断します）

- ・他都道府県に居住地を移転している場合（移転予定を含む）また、居住地は移転するが勤務先の変更が無い場合は、その理由の確認を行い判断します（主任更新研修のみ）
- ・転勤により他都道府県の介護サービス事業所等に勤務している場合（転勤予定を含む）

2 受講地変更手続きの手順

○愛知県から他の都道府県へ変更したい場合

(1) 希望先都道府県の研修実施機関に連絡し、受講申込を行う。

ご自身で希望の研修日時をホームページ等で確認の上、受講地変更の受け入れが可能か問い合わせ、受講申込をしてください。

(2) 愛知県高齢福祉課に「研修受講地変更願」を提出する。

希望先都道府県の研修実施機関から受け入れ可能の回答を得た場合は、愛知県高齢福祉課に「研修受講地変更願」及び以下の該当する添付書類を提出してください。

- ・研修受講地変更願
- ・介護支援専門員証の写し（実務研修受講者は除く）
- ・実務研修受講試験の合格通知の写し（実務研修受講者のみ）
- ・居住地移転の場合は、移転先の住民票の写し
- ・主任介護支援専門員研修修了証の写し（主任更新研修受講者のみ）

また、氏名や住所に変更があった場合は、別に以下の登録事項変更届出書等の提出が必要となります。（既に届出済みの場合は不要です。）

- ・登録事項変更届出書（様式第4号）
- ・戸籍謄本（抄本）の原本（氏名に変更があった場合）

※ 様式は、愛知県のwebページからダウンロードしてください。

なお、手続き完了に伴う連絡は特に行いませんので、あらかじめご了承ください。

（研修の受講決定については、必要に応じて研修実施機関にお問い合わせください。）

※ 希望先都道府県によっては、上記手順と異なる場合があります。

その際は、本県及び希望先都道府県の指示に従って、適切に手続きを行ってください。

○愛知県へ受講地変更を希望される方

現在登録している都道府県へお問い合わせください。

3 お問い合わせ・書類送付先

(切り取って封筒に添付するなど、必要に応じてご利用ください。)

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第二グループ

介護支援専門員受講地変更担当 あて

電話：052-954-6861 FAX：052-954-6919

受講地変更の受付中または受付完了後に「受講地変更を希望する理由」の内容に虚偽があった場合は、介護保険法第69条の36（信用失墜行為の禁止）に違反したものと判断します。